

申入書

2019年2月4日

金融庁長官 殿

保険外交員被害搾取弁護団
団 長 弁護士 中川 拓
事務局長 弁護士 大久保 修一

第1 問題の所在

1 保険代理店との間で労働契約を締結して、保険募集に関する業務を行う保険外交員の搾取被害の問題が、毎日新聞で大きく報道された。

搾取被害問題としては、以下に挙げるような問題が生じている。

- (1) 基本給を自己負担させられ、給与から控除される。
- (2) 見込客の情報を自己負担させられ、給与から控除される。
- (3) 社会保険料の会社負担分を含む事務所維持管理費、PCのリース代等の経費を自己負担させられ、給与から控除される。
- (4) 強制的に様々な資格を取らされ、その費用を自己負担させられ、給与から控除される。
- (5) 自己負担額が給与を超過する場合、超過金額は会社への負債になる。
- (6) 退職すると最後の月の給料が支払われない。
- (7) 退職すると金融庁の登録事務に協力せず他の保険代理店に移籍することが困難、あるいは不可能になる。
- (8) 会社への負債（借金）が蓄積していき、退職するとそれを一挙に返済しなければならないことから、退職を躊躇させられてしまう。

2 2014年、保険業法が改正され（2016年5月施行）、顧客保護等の観点から、顧客の意向把握・確認義務（法294条の2）、保険募集人たる保険代理店の体制整備義務の導入（法294条の3）等が定められた。かかる保険代理店の体制整備義務は、これまでの保険会社による教育・管理・指導（法100条の2）に加えて、保険代理店自らに、保険募集に関する業務に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じることを求めたものである。保険代理店の「使用人」は、保険代理店との間で労働契約を締結する労働者であり、御庁においても、保険代理店の使用人要件の明確化を図るための監督指針の改正の際、保険代理店に対して労働関係法規を遵守するよう厳しく求めたが（2014年3月18日付パブリックコメント等）、実際には、使用者である保険代理店が違法・脱法的手法によって上記

のような「自己負担」を強制し、その結果労働者である保険外交員が搾取される、という実態が蔓延するという事態に至っている。

第2 当弁護団の見解等

1 当弁護団について

当弁護団「保険外交員搾取被害弁護団」は、こうした搾取被害に苦しむ全国各地の保険外交員の権利救済・被害回復に積極的に取り組むことを目的として結成した弁護団である。

搾取被害は、全国展開する大手の保険代理店や、地方の中小の保険代理店を問わず、生じている。これまでは、各地の被害にあった保険外交員と弁護士が個別に、保険代理店を相手に、民事訴訟や労働審判を起し、権利救済を図ろうとしていた。

しかし、2018年秋以降、マスコミ報道がなされ、弁護士が情報収集する中で、全国の裁判の状況が集約されてきた。状況の判明とともに、弁護士同士が連携をとることで、より積極的で有効な権利救済を図る必要性が高いと考え、実際に裁判を担当している各地の弁護士が中心となって、弁護団を結成するに至った。

2 当弁護団の見解

保険代理店による「搾取」には、労働関連法規及び保険関連法規に照らし、少なくとも、以下の問題点がある。

- (1) 上述のとおり、保険代理店が、保険外交員に対して、自己負担の費目や金額を文書で明示するなどの説明もせずに入社させ、明確な合意を得ずに一方的に支払うべき給与から控除するなどのケースが発生している。

しかし、労働契約は、労働者と使用者が対等の立場で合意に基づいて結ぶものであり（労基法2条、労契法3条）、労働契約を結ぶ際、使用者は労働者に対して、給与等の労働条件を文書で明示しなければならない（労基法15条）。

保険代理店による、給与からの一方的な控除は、そもそも、労働契約の内容にすらなっておらず、労基法2条、労契法3条、労基法15条に違反している可能性が高い。

- (2) 保険代理店が、自己負担の費目や金額、計算方法をブラックボックス化して、就業規則・賃金規程に明記せず、一方的に支払うべき給与から控除するなどのケースが発生している。

しかし、使用者は、法令や労使協定などの根拠がある場合以外は、労働者に給与を「全額」支払わなければならない（労基法24条）、就業規則・賃金規程を下回る労働契約は、その下回る部分が無効となる（労基法93

条、労契法12条)。

保険代理店による給与からの一方的な控除は、労基法24条、労基法93条、労契法12条に違反している可能性が高い。

- (3) 保険代理店が、上述の自己負担を給与から控除した結果、最低賃金以下の賃金しか支払われないケースが発生している。

しかし、給与について出来高払制をとる場合、使用者は、労働時間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない(労働基準法27条)。また、賃金の最低基準は、地域別の最低賃金と時間数によって決まるものである(労基法28条、最低賃金法)。

最低賃金以下での就労は、労基法27条、28条、最賃法に違反するものである。

- (4) 保険業法は、保険代理店に対して、顧客本位の保険募集に関する業務を目指すべく、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じることを要求している(業務運営措置義務。法294条の3)。

かかる業務運営措置義務としては、たとえば、健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する社内規則の策定や、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備することが要求されている(規則227条の7)。

そして、業務運営措置義務違反がある場合、御庁は、当該保険代理店に対して、報告・資料の提出を命じる、立ち入り検査を行う、関係者に対して質問を行う等の権限があり(法305条、313条)、その結果、保険契約者等の利益を害する事実が判明した場合には、業務改善命令を行うことが可能である(法306条、313条)。

しかし、実際には、上述のとおり、労働法規に違反し、保険外交員を搾取して就労させる保険代理店が多数存在し、保険募集の業務が健全かつ適切に運営されている状態とはいえない。保険代理店による保険外交員の搾取問題は、顧客本位の保険募集に関する業務を全うするうえで、著しく悪影響を及ぼすものである。

第3 申入れ事項

保険代理店との間で労働契約を締結して、保険募集に関する業務に従事する保険外交員に対して、保険代理店から支払われるべき給与からの一方的な控除や情報料名目での自己負担が横行している。

かかる一方的な控除や情報料名目での自己負担が労基法24条等に違反する可能性が高いことに留意し、法294条の3、305条に基づき、保険代理店の体制整備義務違反の実態について調査し、重大な問題があることが

発覚した場合には、法306条及び307条1項、313条に基づき、業務改善命令等により速やかに対処されたい。

第4 備考

当弁護団の連絡先は以下のとおりである。

事務局長 弁護士大久保修一

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-6-8 松井ビル6階

旬報法律事務所

電話 03-3580-5311

FAX 03-3592-1207

ホームページ <http://hokenhigai.com/>

以上